

## 金銭信託ならびに遺言による遺贈寄付に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という）と株式会社十六銀行（以下「乙」という）は、金銭信託ならびに遺言による遺贈寄付に関し、以下のとおり合意し、協定を締結する。

### 第 1 章 金銭信託による遺贈寄付について

（目 的）

**第 1 条** 乙は、乙を受託者として顧客と締結する金銭信託の信託契約において、当該顧客が甲を帰属権利者として指定した場合には、同信託契約および本協定の定めに従い、当該顧客の死亡により信託が終了した場合に限り、甲に対し、残余財産を交付し、甲はこれを受領するものとする。

（交付金額）

**第 2 条** 乙が甲に対して交付する前条において定める残余財産の額は、金銭信託の信託契約および本協定の定めに従うものとし、甲および乙の合意によって変更できるものではないことを確認する。

2 乙が甲に交付する残余財産の額は、甲を帰属権利者として指定した顧客の死亡により信託が終了し、信託の清算が終了した後の残余財産の額とする。

3 甲は、中途解約および信託報酬等の費用の支払い等により前号の残余財産の額が当初の信託元本の額に満たないことがあることを確認し、それについて乙に対して苦情を述べないことを確認する。

（交付方法）

**第 3 条** 第 1 条および第 2 条に定める残余財産の交付は、甲が指定する口座に振り込むことにより行う。

（権利義務の譲渡の制限）

**第 4 条** 甲および乙は、本協定書上の地位、権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。

（苦情処理および責任）

**第 5 条** 次項の場合を除き、乙は金銭信託の商品に対する委託者からの苦情については、乙の責任において対処するものとする。

2 甲の活動内容について、乙との金銭信託契約の委託者、受益者その他関係者と甲の間でクレーム、紛議、紛争等が生じた場合については、乙は一切の責任を負わないものとし、甲は自らの費用と責任においてこれに対処するものとする。

### 第 2 章 遺言による遺贈寄付について

（目 的）

**第 6 条** 乙は、遺言により甲への遺贈寄付を希望する方（以下「希望者」という）に対し、乙が保有する専門的知見を活用したサポートを行うことにより、希望者の遺言が円滑に実現されることに務める。

（対 応）

**第 7 条** 甲は、希望者に対し、乙を紹介することができる。また、乙は、希望者に対し、甲を紹介することができる。

2 甲は、希望者に対し、乙の遺言信託業務に係る契約の媒介や代理を行うことはできない。

3 乙は、希望者の、遺言を活用した遺贈寄付に関する相談に無料で応じる。ただし、相談に応じることが困難であると乙が判断した場合には、乙は相談を辞退することができる。

4 乙は、希望者との相談において、乙の取扱う商品を紹介することができる。

5 甲は、乙に対し、希望者の個人情報等を提供することはできない。ただし、事前に希望者の同意を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、甲に対し、希望者の個人情報等を提供することはできない。ただし、事前に希望者の同意を得た場合は、この限りではない。

7 不動産や有価証券等の現金以外の遺贈寄付の希望がある場合については、乙は、甲に当該遺贈寄付を受け入れる意向があるか、遺言作成前に確認するものとする。

8 乙は、甲に対し、希望者との個別具体的な相談内容を開示することはできない。ただし、事前に希望者の同意を得た場合は、この限りではない。

### 第 3 章 共 通 事 項

（手 数 料）

**第 8 条** 本協定については、甲乙とも手数料等の報酬の支払いは要さない。

（費用の負担）

**第 9 条** 甲および乙が別途合意する場合を除き、甲および乙は、本協定に基づいて各々が行う業務に必要な費用を各自で負担する。

（第三者との契約）

**第 10 条** 甲および乙は、相手方に重大な損害を与える場合を除き、第三者と本協定と同様の契約を別途締結することを妨げない。

（協定期間（自動延長の定め））

**第 11 条** 本協定は、2026年3月31日に終了するものとする。ただし、甲および乙のいずれからも、当該日の2か月前までに協定を終了する旨の申出がされなかった場合には、さらに1年、自動的に本協定の協定期間が延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の変更）

**第 12 条** 本協定の内容に変更を行う必要が生じた場合は、甲および乙は協議のうえ、書面による合意によってのみ変更できるものとする。

（信義誠実の尊重）

**第 13 条** 甲および乙は信義をもって相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（管轄裁判所）

**第 14 条** 本協定に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協 議）

**第 15 条** 本協定に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲および乙は誠意をもって協議し、円満にその解決にあたる。

（表明保証）

**第 16 条** 甲および乙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益をはかる目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

- 3 甲および乙は、相手方が暴力団員等もしくは本条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは本条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、何ら催告をしないで直ちに本協定書を解除することができるものとする。なお、本協定書の解除に伴い相手方に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず相手方は甲または乙に対し当該費用および損害の請求を行わないものとする。

4 前項の事由により、本協定書の解除を請求した者に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合には、その相手方に対して費用の償還または損害の請求を行うことができるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年 9月25日

甲：愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市

尾張旭市長 柴田 浩

乙：岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地

株式会社十六銀行

代表取締役 石黒 明秀